

◎新潟県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年6月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金塚停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市下小中山365番2から	新	7.9～12.2メートル	11.9メートル
同市下小中山347番2まで	旧	8.7～12.2メートル	10.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道金塚停車場竹島線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金塚停車場竹島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市下小中山365番2から	新	7.9～12.2メートル	11.9メートル
同市下小中山347番2まで	旧	8.7～12.2メートル	10.4メートル

備考 路線の重用

全区間県道金塚停車場線と重用